

沼津市新中間処理施設整備基本計画に関する意見募集結果
【意見と市の考え方】

No	意見	市の考え方	修正
1	<p>国からの通達で、公から民への移行が推奨されたと聞き及ぶが、VFMの算出一つを觀ても、従来手法とPFI的手法の維持管理費にかなりの差が有り、国の推奨を旗印に一部の担当職員の先導のもと、民間委託ありきで造られた作為的基本計画としか考えられない。</p> <p>それは透明、公正、公平性の観点から見て、市民に対する裏切りであり言語道断有ってはならない事である。</p> <p>因って沼津市には次の事に対して回答を願いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 維持管理費の詳細 2. 発電による売電金額の公営と民営との差異が生じたのは、どういった事由で、どの様な算出方法で行ったのか、その詳細。 	<p>維持管理費については、プラントメーカーのアンケート結果を基にしており、詳細は「第5回沼津市新中間処理施設整備基本計画検討委員会」の資料「PFI的手法導入可能性調査結果」に記載していますのでそちらをご覧ください。</p> <p>なお、費用の内訳につきましては、各プラントメーカーのノウハウを活用した積算であり、その詳細の提示を求めることはできませんが、従来手法とPFI的手法での人件費の差が主なものであると考えます。</p> <p>また、売電収入についても、従来手法とPFI的手法とで差異が生じた理由としては、プラントメーカーが今まで築き上げた実績と経験に基づき、運転計画の工夫等により発電効率を上げることが可能であるものと考えます。</p>	無
2	<p>PFI事業の成功例のみだけでなく、失敗しているところもあるとの事なので詳しく調査して報告してほしい。</p>	<p>今後、要求水準書の作成を行っていく過程で、PFI的手法の採用事例の検証や課題への対策を行っていきます。</p>	無

3	<p>民間では利益追求による事故発生や安全の維持が心配です。環境汚染などが発生した場合の責任問題の対処についても不安を感じます。</p>	<p>民間事業者は確かに利益を追及しますが、それに対応して事故防止や適切な維持管理・運営を行うことも追及しており、この中で無駄を省きながらコスト縮減を図り、その実績をあげています。</p> <p>新焼却施設では、関係法令による規制や現在の自主基準値よりも厳しい公害防止基準を設定し、さらなる環境負荷の低減を図っていくものとしています。民間事業者が管理運営を行う場合も、事故やトラブルのない運転を最優先事項とし、一方、市は公害防止基準や補修計画、適切な管理運営が行われているかを監視するモニタリングを実施していくこととなり、すべてを事業者任せにするということはありません。</p> <p>リスク分担については、今後、契約内容を詰める中で検討し、決定していきますが、万が一事故発生などの問題が生じた際は、民間事業者及び市がそれぞれ適切に対処すべきものと考えています。</p>	無
---	--	---	---

4	<p>PFI 的手法の BTO 方式、DBO 方式は本当に良い手法といえるのですか。DBO 方式は建設費用、処分（委託）費用、施設撤去費用と結局全て税金で賄われるわけですから、「民間資金等の活用」という根幹のところは抜けて PFI 的手法というより偽 PFI と言った方が正しいのではないのでしょうか。</p> <p>一番の問題はリスクについてです。業者はなるべくリスクを避けようとするだろうから、契約が複雑になり責任の所在が曖昧になりかねません。</p> <p>業者が運転管理を適正にしているかを役所が監視するのは多分無理だと思います。事業コスト算定で業者の出した金額を鵜呑みにしているくらいですから。メーカーはその道のプロで役所は素人ですから。</p> <p>まだいろいろとありますが、“PFI 的手法”というよくわからない事業方法がうまくいくとは思えません。全て公金を使うのであれば、運転管理も公営でやってもよいのではないかと思います。</p> <p>何でも ” 金かね ” ではない未来は来ないと思います。</p>	<p>DBO 方式は厳密には PFI 手法ではありませんが、施設の建設、維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用することから、BTO 方式や BOO 方式などと併せて「PFI 的手法」としています。</p> <p>新焼却施設は、性能発注や一括発注により民間事業者のノウハウを活用し効率的な管理運営ができること、長期契約により財政負担が確定することやリスク分担が明確になることなどから、PFI 的手法による事業化を基本としたものです。</p> <p>PFI 的手法は、廃棄物処理関連施設で最近 5 年間だけでも 40 以上の施設で導入されていることから全国的に確立された事業方式であると考えます。</p> <p>また、PFI 的手法は、施設を整備した民間事業者が施設運営に係るリスクを負担することが基本となり、市の負担すべきリスクも明確になることから合理的手法と考えます。今後、それぞれの役割や責任の所在を詳細に検討していきます。</p>	無
---	---	---	---

5	<p>沼津市は駅の高架化、市民体育館の移転建設など、私たちの莫大な税金を使って行う事業が山ほどあります。近い将来清掃プラントを新設するようですが、今流行の耐震リフォームではいけないのですか。一年位前、テレビで清水町の方が投書して清掃プラントの新設移転問題を取り上げたのを観ましたが、地元の方々の同意は得ているのでしょうか。もし得ているのなら何が決め手で得たのかオープンに教えて下さい。先日友達の付き添いでゴミの自己搬入に行きました。その時に50代くらいの職員の方の親切丁寧な対応に感激しました。PFIとは民間事業のことなんだろうが、民間は営利目的で業務を商売と捉えていると思います。事務的ではなく、プラントの職員の方のように親切丁寧安全でゴミを処理していただけたら安心します。</p> <p>たかがゴミ、されどゴミ、永遠に続くゴミ問題。 素晴らしい沼津を後世に遺したいものです。</p>	<p>現清掃プラントは、「耐震性が劣る建物」と診断されており、昭和51年に供用を開始してから既に39年が経過しています。ごみピットをはじめ建物を構成するコンクリート等の経年劣化が進み、今後もさらに進行するものと想定されることから、耐震補強だけでなく施設の大規模な改修が必要な状況にあります。</p> <p>また、燃焼設備や排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備についても経年による機能低下や劣化が進み、今後大規模な改修が必要と見込まれます。</p> <p>ごみ処理施設は、長期に施設を停止することができず、ごみ処理を継続する中で、耐震補強や大規模な改修工事を行うことは極めて困難なことから、現施設の耐震補強ではなく、新設としたものです。</p> <p>また、施設周辺の皆様には、施設整備の必要性・緊急性などについて説明させていただいていますが、すべての方々から十分にご理解を得られているとは言えません。今後も、新焼却施設の具体的な内容を提示しながら、その安全性などを説明し、ご理解を得ていきたいと考えています。</p> <p>なお、PFI的手法により管理運営を民間事業者が担うこととなっても、これまでと同様、市民の皆様に対する親切・丁寧な対応をすることはもちろん、すべてを事業者任せにするのではなく、住民対応や監視機能の強化など市の責任を明確にして、より安全安心な施設となるよう努めていきます。</p>	無
---	---	--	---

6	<p>VFM の算出方法の件ですが、従来手法と PFI 的手法の維持管理費にかなりの差がありますが、詳しい内訳は出せませんか。</p> <p>売電収入も、従来手法と PFI 的手法と金額に差がありますが、同じ施設で同じゴミを燃やしてなぜ差がでるのですか。</p>	No. 1 のご意見にお示しした考え方をご参照ください。	無
7	<p>前回の基本構想のパブリックコメントにおいて市側は、「地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていく」と回答しているが、話し合いは重ねては行なわれていない。ただ、うわべだけの対応でメリットばかりを並べ、リスクやデメリットについては説明がない。</p> <p>清掃プラント周辺には住宅もあり未来ある子供たちもたくさん住んでいる。また中学校もあり、何か問題があつてからでは遅い。</p> <p>基本計画では、新工場の運転は民間業者にやらせるみたいだが、そうなると何か問題があると、結局沼津市はその責任を業者に被けることになる。</p> <p>以前あった覚書を反故にしてまでも建設するならば、管理、運転、監視体制すべてを沼津市の責任でおこなうべきである。</p>	No. 3・4 のご意見にお示しした考え方をご参照ください。	無
8	<p>市民サービスの向上という言葉聞くが、民間企業がゴミ工場の運営を行うことで市民サービスの向上に本当に繋がるのか。民間企業は市民のためではなく利益のために運営を行うのではないのか。最悪の場合、長期の契約をしても途中で経営破綻などの問題が起きた時は市民サービスの向上どころの問題では無くなってしまふのではないのか。</p> <p>市民の生活に直結するゴミ処理などの市民サービスは、市の職員が責任を持って行うことが私たち市民に対する本当の市民サービスではないのか。</p>	<p>No. 3・4 のご意見にお示しした考え方をご参照ください。</p> <p>なお、倒産などのリスクに備えた対応も要求水準で明らかにしていきますが、今後専門家の意見なども聞きながら契約内容の詳細について検討していきます。</p>	無

9	<p>新施設は公設公営を基本で進めていただきたい。企業とは利益を追求するものです。環境汚染（隠蔽）事故等の対応は利益より後回しでしょう。まして企業の倒産のリスクもあります。昨今、企業のコンプライアンス軽視も叫ばれています。コスト意識は大切ですが、地元の安全・安心を担保するには公設公営が最低条件です。現在稼働中の清掃プラントと同様の公設公営が地元の安全・安心のためには必要です。</p>	<p>No.3・4・8のご意見にお示しした考え方をご参照ください。</p>	無
10	<p>いつ頃か忘れてしまいましたが、テレビで沼津市のゴミ焼却場と近隣住民ともめているような番組を見たことがあります。5年後ぐらいに新しい焼却場ができるようなのですが、我々市民にとってゴミのことは重要な問題だと思い、気になりましたので、私なりの意見を FAX させていただきました。市の新処理施設の計画案を少し見ました。難しい数字のことはよくは分かりませんが、いくつか質問させていただきます。</p> <p>①ゴミ焼却場の民間委託的な考えのようですが、4頁のなかの「災害時にあっても廃棄物の処理を～地域の防災拠点として整備する」とありますが、防災拠点とするのは素晴らしいことだと思いましたが、東北の震災のようなことが起きたとき、民間でしっかりした責任ある対応をすることができるのですか。近隣住民との関係は大丈夫ですか。</p> <p>②発電設備がつくようですが、特別高圧線の引き込み6億というのはかかり過ぎではないですか。採算は合うのですか。</p> <p>新国立競技場の問題ではありませんが、私たち市民の血税が使われます。公設か民営か、本当に必要なことそうでないこと、他市などで成功したこと失敗したことなど、まだ案のうちに最大限に検討していただきたいと思います。</p>	<p>①事故発生などの問題が生じた際は、民間事業者及び市がそれぞれ適切に対処すべきものと考えています。また、大地震等の有事の際においても、民間事業者にすべて対応させるものでなく、市は施設設置者として、責任を持ってその役割を果たしていきます。</p> <p>②本計画では、循環型社会形成の観点から、エネルギー回収率を15%以上を基本としており、今後も回収率を高める方向で検討していきます。また、検討においては発電に係る特別高圧の引き込みの可否などを含め、採算性を考慮して進めていきます。</p>	無

11	<p>費用よりも、環境や安全を優先すべきであり、環境問題等に柔軟に対応するには、公共の職員で対応してほしい。</p>	<p>No.3・4のご意見にお示しした考え方をご参照ください。</p>	無
12	<p>現在、沼津市のゴミ焼却施設は150t 2基だと思うが、新しく建てる炉は105t 2基だと聞いたが、本当に大丈夫なのか。この先沼津市の人口が減るからゴミも減ると断定していいのか。沼津市の焼却施設は清水町のゴミも燃やしているのに、今より炉を小さくして大丈夫なのか。</p>	<p>新焼却施設の整備にあたり、規模の算出は、施設稼働後7年間を超えない期間の内最大の処理量となる年度を想定して行うものとされております。</p> <p>210t/日という施設規模は、減少傾向にある人口予測とごみの発生抑制対策を踏まえる中、最大処理量を基に算出したもので、妥当なものであると考えます。</p>	無

13	<p>先日、清掃プラントの新建設計画を知りました。 ゴミに対してきちんとしている沼津市。どのような施設をと、興味がありまして調べてみました。計画書の内容等は私にはよくわかりませんが、PFI手法により運営していく事を検討しているようですね。</p> <p>PFI手法って民間企業に任せるって事で、施設運営させる事ですね。</p> <p>新施設を民間企業にするということは、現在は市の職員が施設運営をしていますよね。沼津市のゴミは沼津市が責任をもって最後の処理までやるべきだと思い、市の職員の義務だと思います。だから、新施設は民間企業に任せてはいけません。市の職員が責任をもって施設運営していくべきです。</p> <p>民間企業にしてよい事業と、してはいけない事業があると思います。</p> <p>沼津市はゴミに関しては慎重に進めたほうがいいと思います。</p> <p>清掃プラントも新建設しないで内部補強という方向が出来るなら補強でいいのではないですか。</p> <p>計画書では人口が減るからゴミも減るようなことが書いてあり、市長に計画書を提出しましたが、市長の意見はどうか。沼津市は人口を増やすつもりはないですか。今、いろんな事業が計画されていますが、人口減になると考えているのに作る必要があるのですか。</p>	<p>No.3・4・5のご意見にお示しした考え方をご参照ください。</p>	無
----	--	---------------------------------------	---

14	<p>新施設建設については施設の老朽化と耐震性が厳しいというところはよくわかりますが、基本計画（案）において市自体は施設のお金だけ出してあとは民間に何もかも任せる PFI 事業というのはあまりよくないような気がします。</p> <p>いつ頃かあまり覚えていませんが、テレビ放送での地域住民の反対報道で現在の場所に新施設反対とありましたが、話し合いはついたのでしょうか。まだ反対しているのならば、なおさら民間業者が何もかも運営する PFI 事業では地域住民は不安になると思います。運営・操業自体はやはり民間ではなく公営自体で行い、少しでも不安を解消してほしいと思います。</p> <p>環境問題や運転問題で何か問題があると、民間業者は、たとえ市の方が管理チェックしても今までの考えだと隠蔽するのはと不安です。</p> <p>沼津市の財源が厳しいのはいろいろな事業があるのでわかりますが、この基本計画（案）では PFI 事業がなんでも安くなるみたいなことだけで、現在の状況との比較する対象がよくわかりません。</p> <p>PFI 事業の例が何件かありましたが、成功しているところのみでなく、失敗しているところも幾つかあるとのことなので、もう少しいろいろな面で検証してほしいです。</p>	<p>No.2・3・4・5のご意見にお示しした考え方をご参照ください。</p>	無
----	--	---	---

15	<p>新焼却場の操業にあたって、御殿場市や浜松市などで計画どおりにいかず事業者と市側で訴訟にまでなっていると聞きました。計画段階では、最新技術で環境にも優しくコストダウンもできるなどと、いいような事ばかり並べられて、いざ始めてみれば思っていた事と違ったり費用がかかりすぎるなど諸問題があったようです。</p> <p>コンサルタントや業者の言いなりで計画を進めた結果なのではないでしょうか。</p> <p>PFI的手法で民間事業者のノウハウを活用するのはいいのですが、任せきってしまうと同様の事態にならないとはかぎりません。安物買いの銭失いではすまないでしょう。また、事業者が倒産してしまったらどうするのですか。そうなった場合、ゴミ処理は止めることができないのに、いったい誰が責任をとるのですか。</p> <p>最終的に市民に責任を負わせる事のないような安心・安全・安定的な施設にしていきたいと思います。</p>	<p>No.3・4・8のご意見にお示しした考え方をご参照ください。</p> <p>なお、本市の新焼却施設で採用するごみ処理方式は、全国で長期間に渡って運用されてきたストーカ式焼却炉で、技術的に成熟しており、安全かつ安定的に稼働することが期待できるもので、御殿場市や浜松市で訴訟となったケースとは処理の考え方が異なるものです。</p>	無
----	---	--	---

16	<p>今回の計画では、新たに、埋め立てゴミ①類、③類、及びプラスチック製容器包装の全量を焼却する計画と存じております。</p> <p>昔は沼津では「プラスチックゴミは燃やさない」という方針だったと聞いています。沼津方式で、細かい分類を市民に定着させた。現在、市外に移送し、熱源としてサーマルリサイクルしているプラスチックも燃やすこととなりますよね。まず、その点に疑問を持ちます。高い発電効率を確保する必要があるから、プラスチックゴミを焼却するのではありませんか。高い発電効率でないと、交付金がもらえないからではないですか。</p> <p>私が問題だと思っているのは、その点です。</p> <p>新しいゴミ処理場のために、ゴミがないと困る、という構図になっているではありませんか。全部燃やすなら、今までしてきた分類なんて必要なくなります。ゴミを減らす努力もなくなります。</p> <p>今まで分類してきた市民の努力はどうなりますか。当番で見張りをしている自治会の人々の努力は、無駄になるのでしょうか。</p> <p>それから、災害廃棄物の受け入れですが、東日本大震災の際、沼津市は災害廃棄物を受け入れませんでした。ですが、静岡県にも放射性物質は来ており、土壌からはセシウムが検出されました。お茶やきのこといった農作物にも影響がありました。その時期の、焼却場の飛灰からも、セシウムが検出されました。新しい施設に、バグフィルターを付けたからといって、全ての放射性物質を捕獲できる訳ではありません。焼却場近くの市民として、反対です。</p> <p>人口減に伴いゴミも減少します。ゴミゼロを目指した町づく</p>	<p>新焼却施設において焼却対象とするごみは、現施設と同様の燃やすごみ、焼却粗大ごみ（埋め立てごみ②類）、衛生プラントし渣に加え、新たに、せともの・ガラス類（埋め立てごみ①類）の破碎残渣（可燃物）及び熱源利用プラスチックごみ（埋め立てごみ③類）を予定しています。</p> <p>その理由として、現在の清掃プラントでは、焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることなどから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っていますが、新焼却施設では、環境対策を十分に講ずるとともに、循環型社会形成という観点から発電等により焼却の際に生じる熱エネルギーの有効活用を図ることとし、これらを焼却の対象に加えるものです。</p> <p>一方、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づき、これまでと同様資源としてリサイクルしていきます。</p> <p>なお、市では一般廃棄物処理基本計画において、循環型社会形成推進基本法に基づき発生抑制、再使用及び再生利用の「3R」を推進していくこととしており、新焼却施設稼働後においても市民の皆様には引き続き分別排出にご協力をお願いしていきます。</p>	無
----	---	--	---

りに、舵を切るべきと考えます。

プラスチックゴミの焼却には断固反対です。国からの交付金
目当ての計画としか思えません。

外原の住民との話し合いは、決着ついているのですか。

<p>17 煙突の高さについて</p> <p>1. 環境への影響</p> <p>煙突とは、ごみを燃やしたときに発生する燃焼排ガスを大気へ放出し、大気拡散効果により排ガスを拡散希釈させるものです。煙突の高さは高ければ高いほど排ガスの拡散効果は大きく、排ガス濃度も低くなり、施設周辺への排ガスの影響は少なくなります。</p> <p>沼津市が計画している施設周辺には多数の住宅が存在しており、住民への十分な配慮が必要です。</p> <p>住民が安全で安心できる環境に配慮した施設にすることが最重要であることから、煙突の高さは可能な限り高くすることが望ましいと考えます。</p> <p>2. 航空法による制限</p> <p>現計画の煙突の位置は、背後に控える香貫山の斜面に沿う形となっています。航空機が香貫山の斜面に沿って飛行することはないと思われるので、煙突の高さが香貫山の高さ以下であれば、煙突だけが航空障害になるとは考えにくいと思います。</p> <p>航空法による障害標識や障害灯の設置により航空法をクリアすれば煙突を高くすることに問題はないと考えます。</p> <p>3. 景観への配慮</p> <p>煙突の背後には香貫山の斜面が接近しており、香貫山の高さ以下であれば香貫山と一体化した景色が想像できます。平坦地に独立して建つ煙突とは景色が違います。</p> <p>住民は景観より安全で安心できる環境に配慮した施設にすることを最優先に望みます。</p>	<p>煙突の高さは、新焼却施設では現状よりも厳しい排ガス基準を設けること、また航空法による規制を受けないことなどを考慮した中で、できるだけ景観面から圧迫感の少ない高さにすることが望ましいと考え、59mとしました。</p> <p>なお、生活環境影響調査書では、煙突の高さを59mと設定し、計画地周辺の地形や、特殊な状態（上層逆転層発生時等）も加味した上で、新施設の排ガスの影響をシミュレーションしています。</p> <p>その結果、大気質に対する新焼却施設の排ガスの影響は、大気環境基準等とも比較して、生活環境への影響は軽微であると結論付けたものです。</p>	<p>無</p>
---	---	----------

4. 他自治体のごみ焼却施設の煙突の高さ

平成 16 年度以降に静岡県内において新設された施設で、煙突の高さが 59m 以下の 8 例が示されていますが、沼津市が計画している施設と同様に多数の住宅が存在するような環境と思われる都市部（例えば東京、神奈川）のごみ焼却施設を見ると、煙突の高さは 100m 以上の施設の方が多いようです。

5. まとめ

煙突の高さを検討することにあたり、施設周辺で生活している住民がいるかいないかの条件は最重要です。

航空法による制限、景観への配慮、静岡県内の施設の煙突高さより検討された基本計画案には、そこで生活する住民への配慮という最重要の要件が抜けています。

住民が安全で安心できる環境に配慮した施設にすることが最重要であることから、煙突の高さは可能な限り高くすることが望ましいと考えます。

<p>18 ① 11 ページ 第3章 処理システムの検討について 12 ページから 17 ページのフロー案は、基本構想の段階に比べて相当具体化したものですが、どのような検討がなされた結果なのでしょうか。</p> <p>② 24 ページ 2-2 全体配置計画のうち 煙突の高さについて 航空法に抵触しない高さであるとか、他自治体での採用状況であるとか、景観への配慮等の結果であるとかとして、60m以下が望ましいとして 59mを基本としていますが、沼津市の場合、香貫山の南東斜面に近く、排気ガスが拡散しにくい地形の場所に立地しているもので、条件の異なる他の自治体と一律に扱うことはできないものと考えます。気流も乱れがちな当該計画地では、航空法や景観よりも環境に与える影響を重視すべきです。排気ガスの状況については、どのようにして測定を行ったものか、(年間を通じてどのくらいの頻度で行ったものか、また一定の期間に連続的に測定したものであるのか等々。) そうした十分な検証がなされたものなのか否か。59mを基本としたのは、どういう判断がなされた結果なのか。</p> <p>③ 37 ページ 第2節 公害防止基準の設定 2-1 大気質 ① 公害防止基準の考え方には、関係法令による排出基準及び現清掃プラントの基準値より厳しいものにします。とあります。 問題は基準値の設定ではなく、基準値を常時満たしているか否かを監視するシステムをどのように構築し、運用するかです。 37 ページ～40 ページに公害防止基準が、41 ページ～50 ページに公害防止対策が掲げられていますが、搬入されるごみ質は、</p>	<p>① ごみ焼却施設の全体処理フロー及び設備毎の基本処理フローについては、処理方式や公害防止対策、余熱利用に必要な設備の代表的なものについて比較を行い、標準的なフローを示しています。</p> <p>② No.17 のご意見にお示しした考え方をご参照ください。 なお、大気質の測定については、環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月）」に準拠し、秋・冬・春・夏のそれぞれ7日間（計4季、28日間）、4か所で実施しており、それぞれの季節における大気質の現況把握としています。</p> <p>③ 現施設においても、排ガス等の測定を定期的を実施し、基準値をクリアしていることの監視を行っており、その結果を施設周辺の地元住民代表の皆様で構成される運営協議会にて報告しています。 新焼却施設では、民間事業者による運転状態や環境保全状態に対し、行政による厳しい監視体制を構築するとともに、協議会の存続やあり方を検討するほか、排ガスの状況などについて、施設内で誰でも容易に監視可能な</p>	<p>無</p>
---	---	----------

季節や気候により日々変化し施設の管理には、ごみ質の変化への適切な対応が求められます。一度管理を誤ると有害物質が排出され、環境汚染を惹起します。

計画案では、施設の維持管理を民間に委ねることとしていることから、ごみ処理を市民の目で直かに監視することが大変重要になります。運転状況のモニタリングとチェックを市行政の責任において行い、排気、排水に含まれる物質についての情報を公開することは当然のことですが、さらに市民も加わって監視する制度とシステムの確立が必要と考えますが、いかがでしょうか。

④54 ページ 第2節 ごみ処理施設整備に係る国の支援制度について

循環型社会の形成の推進を目的とする事業であれば、国が交付金を交付する制度です。と書かれていますが、沼津市新中間処理施設がその制度による交付対象となることはどのようなことからいえるのですか。根拠を明確に示してください。また、交付制度の内容について、詳しく教えてください。施設建設費のどの部分が交付対象となるのか、交付金の割合等についても一覧のような形で分かりやすく示していただきたいと思えます。

システムを導入することや、市ホームページ上でデータを公開していくなど、市民の皆様の監視体制をより一層充実させていくことを考えています。

④循環型社会形成推進交付金とは、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金です。

同交付金交付要綱では、交付対象事業として19の事業が挙げられており、エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設・増設も対象事業となっています。また、同交付金交付取扱要領では、エネルギー回収型廃棄物処理施設において、どの設備が交付対象となるかが示されており、燃焼設備はもとより、排ガス処理設備やエネルギー回収設備などが交付対象として示されています。

これらは環境省の「循環型社会形成交付金サイト」に掲載されています。

なお、本市の新施設については、当該交付金を受けるにあたり「循環型社会形成推進地域計画」を作成し、平

⑤55 ページ 第3節発電の検討について

基本構想の段階からごみ焼却で発生する余熱利用による発電が検討されています。しかし、負の存在とされるごみが電気という有益なものに転換され、売電収入が市の財政に寄与することはよいことだという一面的な見方が広がり、ごみは減らすもの、なるべく出さないように努めるものというごみ処理の大原則がおろそかにされる心配があります。

急速な人口減少によりごみの排出量減少は確実ですが、余熱発生量が大いほど発電量が増えることから、売電収入を高めるためには発電エネルギー源の燃やすごみが減少したのでは具合が悪く、その結果、発電は沼津市が昭和50年以来追求してきたごみの排出抑制とは逆のインセンティブとして働くことになるのではと危惧するものです。杞憂に過ぎないのでしょうか。

⑥61 ページでPFI的手法による長期契約メリットをあげていますが、その間の経済変動による企業経営の悪化や採算性から契約金額の嵩上げ要求や事業撤退などのリスクをどのように考えているのでしょうか。

競争がないのでコストが高止まりするのではないのでしょうか。

また、性能発注によりコスト削減ができるとしていますが、性能発注の特性として専門性を持つ民間企業のイニシアティブ

成26年3月に承認されており、当該交付金の交付対象事業となっています。

⑤近年の社会情勢から、廃棄物処理施設は従来からの目的である適正処理にとどまらず、循環型社会の形成に寄与することが求められております。このような中、本市においても、第4次沼津市総合計画や一般廃棄物処理基本計画において、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進など3Rの推進を掲げ、本基本計画の整備方針としてもその適正処理に伴い、熱回収を行うこととしています。

そこで、新焼却施設での発電は、将来のごみ量の減に伴う発電量の低下なども考慮した上で、過剰な設備投資とならないよう留意しつつ、熱エネルギーの有効活用を図ろうとするものです。

このことから、売電収入は市に帰属すべきと考えています。

⑥性能発注による入札では、それぞれのプラントメーカーが新焼却施設の要求水準を十分考慮し、また20年先を見据えた上で、入札価格を積算しますので、適正な競争が生まれます。

また、施設建設の設計・施工におけるチェック体制については、市のみならず専門家等の支援を受けながら、十分な管理を行っていく予定であり、施設に関する仕様や性能は原則公開していく予定です。

で設計・施工されるので、その過程での市の関与と十分なチェックが及ばないおそれがあるのではないのでしょうか。

設備の構造、運転方法等が企業秘密とされ、市民への情報公開において問題を生じるおそれがあるのではないのでしょうか。

市の直営と民営には、それぞれメリット・デメリットがあります。これらのことについて、有識者の意見を聴いただけで現場を知る現場職員の意見を聴くことなく計画を策定することは問題ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

⑦66 ページには、本事業においては施設の稼働期間を 20 年として事業期間を設定するものです。とありますが、施設の耐用年数は 35 年から 40 年以上というのが一般的です。沼津市の現施設は昭和 51 年から操業していますから、これまでに 39 年が経過しており、新施設が稼働するのは 5 年後とすれば施設の寿命は 44 年間になります。

このように耐用年数があるものを 20 年経ったら PFI は終了とし、その後がどうなるかの記述がありませんが、施設の長期使用による経年劣化や老朽化してメンテナンス費用が増大した施設の運営は、どこが行うのでしょうか。20 年後からはこの施設はどうなるのですか。教えてください。将来のこととはいえ、20 年以降の施設運営に全く言及しないのは無責任ではありませんか。

なお、倒産リスクに対する考え方は No. 8 のご意見にお示ししておりますので、そちらをご参照ください。

ただし、大規模な市場変化等により、民間事業者の責に帰すべきものでない事由が発生した場合は、契約を見直す必要が生じる可能性があります。

本計画策定にあたりましては、検討委員会を組織し、学識経験者、市民、事業者などから意見を聞くと共に、市関係課職員の意見も反映させたものとなっています。

⑦廃棄物処理施設は、施設を構成する設備や機器が機械的な運動により摩耗しやすい状況下で稼働するため劣化速度が速く、他の都市施設と比較すると耐用年数が短いとみなされており、平均 15～20 年程度経過した後には、大規模な改修工事が必要とされています。

現清掃プラントにおいても、昭和 51 年 11 月の稼働後、平成 11 年 5 月から平成 14 年 3 月の間に、大規模な改修工事を実施しています。

新焼却施設は、適正な運転管理と適切な点検整備による長期使用を考え、維持管理期間を 20 年と設定し、プラントメーカーからも対応可能であるとの回答を得ています。

なお、20 年後の施設の管理運営に関しては、施設稼働後、ある程度経過した適当な時期に施設の状態や市場の動向・情勢などを考慮し、適切なあり方を決めていきたいと考えています。

⑧74 ページ 3-2 公設民営、民設民営方式で整備・運営した場合の概算費用について

75 ページに従来手法とPFI的手法との比較としてアンケートの結果が記載されていますが、整備費については変わりようがないものとされ、運営費について差額が生じる（売電収入については埒外とします。）ようになっていますが、その差額についての積算根拠などは示されていません。積算データを示した上での比較が望まれます。また、従来手法における経費節減のための様々な工夫など考慮されていないように思えます。この比較の仕方については適切でないと考えますが、いかがですか。

75 ページの整備費、運営費の数字をもって、意見を求められても市民は意見の出しようがありません。広く意見を求めるとするならば詳細な積算データを開示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

施設運営費削減のため、運転人員の過度な削減により労働環境・労働条件が劣悪となるおそれがあります。労働法制の遵守をどのように担保するのか、事業委託者としてどのような対策を考えていますか。

現行の施設管理・運転の仕方には、利益追求に傾きがちな民間のそれとは違い、様々な側面で妥当、公正なものと評価されています。現行の施設管理費における人件費について、抑制を図るための工夫や努力がまだまだあるにもかかわらず、そうした研究や検討もなしにアンケート結果を鵜呑みにしているように思えます。

PFI的手法による民間事業者の施設運営を前提に検討されていますが、市の直営と民営との人的費用、物的費用などについて具体的な比較衡量を行ったのでしょうか。行ったとすれば、

⑧概算費用については、プラントメーカーのノウハウにより積算されたものであり、本事業と同様の実績を有する8社にアンケート調査を行いました。うち7社から回答をいただき、すべての事業者が管理運営費は民間が安いという結果となり、その要因としては人件費による差が主なものと考えます。

なお、労働法制の遵守については、過度な人員の削減等のないよう事業者に指導するとともに職員によるチェックを行っていくこととし、透明性のある健全な管理運営が可能な要求水準としていきます。

どのような事柄について行ったのでしょうか。

⑨82 ページ 4-2 VFMの算出について

上記のとおり問題点を指摘しましたが、種々の比較において算出根拠が不明確で、適切でないことから、表 7-4-1 に示された 20 年間のコスト比較も客観性を欠くことになり、妥当なものか否か判断がつきかねます。

また、この表に補修費が示されているのですが、これも唐突です。同様に 84 ページの表 7-4-3 についても同様の感があります。この疑問にはどのようにお答えいただけますか。

民間調査では、売電収入を A 社のみが PFI 的手法の方が有利としています。従来手法でも PFI 的手法でも同じであるとしている C 社、E 社の回答が妥当ではないのでしょうか。したがって 83 ページの表 7-4-2 で PFI 的手法が有利とすることには問題がありませんか。

⑩88 ページで売電収入が年平均 0.8 億円（20 年で 16 億円）とされていますが、計画案には発電設備の整備費が明らかにされていません。発電設備に関する投資と売電収入との費用対効果は、どのように検証されていますか。

⑪現有施設の延命活用について

上述したような沼津市の財政状況、高齢化の進行という時代の流れ等を考えると、市が有する公共施設への資本投下は最小限に止めなければなりません。市の現有諸施設は出来る限りの延命活用が求められており、安易な新設・新築が許される状況にはありません。大規模施設であるごみ焼却施設は、丁寧な

⑨概算費用については、No.18⑧のご意見にお示しした考え方をご参照ください。

また、このアンケート結果に基づき、ヒアリングを行い、妥当なものであると判断しています。

なお、実際の入札の際には、詳細な積算が提出されることとなります。

⑩売電収入についてもプラントメーカーのアンケート結果に基づいたものであり、発電設備の整備費等は、実際の仕様を決めていく際に検証し、入札によって明らかになっていくものです。

⑪No.5のご意見にお示しした考え方をご参照ください。

運転とメンテナンスによってより長く使用していく必要があり、現に現場職員の努力により設備の損耗が最小限に抑えられ、これまで順調に運転がされてきています。

計画案では、現在の焼却施設の廃止とそれに代わる施設の新設が検討されていますが、財政が逼迫している現状では、先ず現有施設をいかに延命使用していくのかを考えるべきではないでしょうか。

⑫新中間処理施設整備基本構想のパブリックコメントに、新設ではなく耐震補強を行うべきとの指摘がありました。市は耐震補強については極めて困難としてこの意見を退けていますが、現有施設の耐震化の可能性を徹底的に追求した上での結論だったのでしょうか。耐震診断結果をどのように評価した結果だったのか、耐震補強が不可能であるとした検討資料がありましたら開示してください。

⑬施設整備にあたり国庫から事業費の3分の1が交付されるしていますが、事業費の全額が交付対象なのでしょうか。交付対象外の経費があればその内訳と金額を教えてください。

国庫からの交付金が施設整備推進の大きなインセンティブとなっていますが、施設整備費170億円の3分の2の113億円余は、いわゆる市単独費として貴重な市税が投入されるのであり、国庫交付金があるからといって軽々に現施設の廃止、施設の新

⑫平成10年に実施した耐震診断の結果において、清掃プラント管理棟は「耐震性能はやや劣るので、大地震に対して被害を防ぐため補強が必要と思われる。」とされ、工場棟は「耐震性が非常に不足しているので、改修し補強する必要がある。」とされたことから補強計画を検討したところ、工場棟内部やプラットホーム付近の補強工事が必要であるという結果となりました。しかし、ごみ処理を継続しながらこれらを行うことは極めて困難であると判断しました。

新設としたことについては、No.5のご意見にお示しした考え方を併せてご参照ください。

⑬No.18④のご意見にお示しした考え方をご参照ください。

なお、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」に掲載されている交付対象設備以外の設備等が交付対象外になると考えています。

設に踏み切るべきではないと考えますがいかがでしょうか。平成 14 年に完了した基幹改良工事では約 60 億円の巨費が投じられ、ダイオキシン対策も万全で焼却処理を行う上では何ら問題がないのですから、現施設を可能な限りの耐震改修を行うことで、施設の延命化を図ることが結局は安上がりなのではないでしょうか。

19	<p>・焼却施設について</p> <p>一般的に、中間処理施設（特に焼却施設）は、周辺地域の住民感情からすれば敬遠される施設であり、住居地域の近くではなく、郊外に建設されるべきと考える。このことは清水町外原区のアンケート調査においても「適切な排ガス対策であっても不安である」との住民感情として多くの意見が寄せられている。</p> <p>・煙突の高さについて</p> <p>① 環境への影響について</p> <p>周辺の環境への影響を考慮すれば基本計画（案）の60m未満より、清水町外原区は山に囲まれた特殊な地形であることを考慮し、現在の煙突の高さである86m程度の方が排ガスの拡散に有効であると考えられる。</p> <p>② 航空法による制限について</p> <p>航空法による制限については、航空障害灯の設置等により対処可能であると考えられる。</p> <p>③ 景観への配慮について</p> <p>景観への配慮については、圧迫感等の少ないデザインであることより、上記住民感情等を考慮し、排ガス拡散の有効性を優先すべきと考える。</p> <p>煙突の高さについては、景観法及び沼津市景観条例との関連もあるが、沼津市の「環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち」との理念からすれば、周辺住民に対し、安全・安心を感じさせる施設でなければならない。</p> <p>以上のことから煙突の高さは60m未満ではなく、現在と同程度の高さであることを要望する。</p>	No.17のご意見にお示しした考え方をご参照ください。	無
----	--	-----------------------------	---

